



現況届は8月31日水までに提出を 児童扶養手当のご案内

問い合わせ こども支援課 ☎229-3155 ☎229-3451



手当を受けることができる人

次のいずれかに該当する18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童(心身に中程度以上の障がいがある場合は20歳未満)を養育している父、母または父や母に代わって児童を養育している人(養育者)に対して手当が支給されます。

- ・父母が婚姻を解消した児童
- ・父または母が死亡した児童
- ・父または母に重度の障がい(国民年金の障がい等級1級程度)がある児童
- ・父または母の生死が明らかでない児童
- ・父または母が裁判所からDV保護命令を受けた児童
- ・母が婚姻によらないで懐胎した児童 など

次のような場合、手当は支給されません。

- ・児童の住所が国内にないとき
- ・児童が児童福祉施設などに入所している、または里親に預けられたとき
- ・児童の父、母または養育者の住所が国内にないとき
- ・児童の父または母が、婚姻の届け出はなくとも、事実上の婚姻関係(内縁関係など)にあるとき

※上記以外にも支給されない場合がありますので、必ず事前にご相談ください。

児童扶養手当と公的年金の併給

公的年金等が受給できる場合でも、年金の月額が児童扶養手当支給額を下回る時は、その差額分の手当が支給されます。また、法律の改正により、令和3年3月分から児童扶養手当の額と障害年金の子の加算部分の額との差額を受給できるようになりました。申請について詳しくはお問い合わせください。

支給月額

対象児童	全部支給	一部支給
児童1人	4万3,070円	4万3,060円~1万160円
児童2人以上	1万170円の加算	1万160円~5,090円の加算
3人目以降	6,100円の加算	6,090円~3,050円の加算

※一部支給の額は受給資格者の所得額に応じて決まります。また、受給資格者または扶養義務者(同居の親族)の前年の所得が下表の限度額以上ある場合は、その年の11月から翌年の10月までは支給されません。

所得制限限度額

税法上の扶養人数	受給資格者の所得	扶養義務者等の所得
0人	192万円	236万円
1人	230万円	274万円
2人	268万円	312万円
3人以上	以下38万円ずつ加算	以下38万円ずつ加算

※各種控除もあるため、所得額は目安です。

手当の支給

請求月の翌月分から支給し、支給月(1・3・5・7・9・11月)の前月までの2カ月分を指定の金融機関の口座へ振り込みます。振込日は各支給月の11日です(11日が金融機関の休業日に当たる場合はその直前の営業日)。

申請に必要なもの 申請者と児童の戸籍謄本、申請者名義の金融機関の通帳、申請者の年金手帳、賃貸借契約書の写し(アパート等の場合)など

※上記以外の書類の提出が必要な場合があります。

現況届の提出

受給者には、7月末に現況届の案内文書を送付しています。現況届は、毎年8月1日の状況を届け出ることで、手当を引き続き受けることができるかを確認するためのものです。提出がないと11月分以降の手当(翌年1月支給分)が受けられなくなるので、必ず期限までに提出してください。

提出場所 こども支援課、各総合支所市民福祉課(福祉課)

現況届の休日受け付け窓口を開設

とき 8月21日(日) 9時~16時

ところ 市本庁舎3階こども支援課

※低所得の子育て世帯に対する「子育て世帯生活支援特別給付金」の申請も受け付けます。詳しくは津市ホームページをご覧ください。



母子家庭等児童援護金制度

児童扶養手当の受給資格者で本人の所得制限超過により全額支給停止となる場合、その超過額が40万円を超えない範囲であれば、母子家庭等児童援護金を受給できます。支給は奇数月(年6回)となります。

支給額 月額8,010円~2,480円

母子父子寡婦福祉貸付金制度

ひとり親家庭と寡婦の経済的自立を図るために、子どもの進学や親自身の技能習得などに資金を貸し付ける制度です。申請ができる人は、ひとり親家庭の親や寡婦(配偶者のない女子で、かつて配偶者のない女子として20歳未満の児童を扶養していたことのある人)などです。貸付金の種類によって、貸し付けの限度額や条件が異なるので、詳しくはお問い合わせください。